

学校施設貸出し要綱

1. 施設貸出し事業の目的

この要綱は、学校法人サンシャイン学園の学校施設を団体等に貸出し、学校資源の有効活用を図ることにより、広く社会に貢献することを目的とする。

2. 施設貸出しの対象団体

施設貸出しの対象団体（以下「利用団体」と称する）は、企業や事業主団体、公益法人、任意団体等として、学校の教育研究およびその業務に支障がなく、かつ、学校施設の用途にふさわしい利用をおこなうものに限る。以下の利用団体については、貸し出しを制限する場合がある。

- (1) 政治的活動、思想的・宗教的活動を目的とした団体
- (2) 無限連鎖講の防止に関する法律に反する営利活動をおこなう団体
- (3) 暴力団関係者、マフィア等の反社会的勢力
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱す活動をおこなう団体

3. 利用料の納入

利用団体は、利用予定日の 3 日前までに、別表 1 に規定する利用料を当法人指定の銀行口座に納入しなければならない。

4. 貸出し時間

(1) 貸出し時間は、原則として 9 時 00 分から 21 時 00 分までとする。なお貸出し単位は、60 分単位とし、準備時間についても貸出し単位に含めるものとする。

(2) 利用団体は、上記の時間外の利用を必要とする場合、事前に当法人と協議し、その許可を得なければならない。

5. キャンセル料の納入

(1) 利用団体は、自己の都合により利用を取り消す場合、利用予定日の 3 日前までを除き、次のキャンセル料を負担しなければならない。

利用予定日の当日	利用料の全額
利用予定日の前日	利用料の全額
利用予定日の前々日	利用料の 50%

(2) キャンセル料は、すでに納入された利用料から振込手数料と併せて控除し、差額を利用団体の指定口座に返金するものとする。

6. 利用申し込みの手続き

利用団体は、別表2に定める「施設使用申請書」を原則として使用予定日の1週間前までに学校法人サンシャイン学園教務課に提出し、「施設使用許可書」の交付を受けなければならない。

7. 禁止事項

利用団体は、学校施設を利用するに当たり、次に掲げる行為をおこなってはならない。万が一、これらの行為をおこなった場合、ただちに使用許可を取消し、または使用を停止した上、使用料の返還にも一切応じないものとする。

- (1) 危険物など他の使用者に迷惑を及ぼす恐れがあるものを持ち込むこと
- (2) 動物を入場させること（盲導犬、聴導犬、介護犬は除く）
- (3) 使用を承認されていない教室、エリアへの立ち入り、物品の使用等をおこなうこと
- (4) 定員を著しく超える人員の入場をさせること
- (5) 学校敷地内における飲酒および喫煙
- (6) 騒音、悪臭の発生等により、他の使用者および近隣に迷惑をかけること
- (7) 第三者に転貸すること
- (8) 指定場所以外に看板、ポスター等の掲示をおこなうこと
- (9) 上記事項を含め、本事業の円滑な運営に支障を及ぼす行為をおこなうこと

8. 損害賠償等

利用団体の構成員および利用団体の主催するイベントの参加者は、学校施設を利用するに当たり、誠実な態度で臨まなくてはならない。万が一、利用団体の構成員および利用団体の主催するイベントの参加者が施設の破損や著しい汚損、他人の生命・身体・財産等に対する損害を生じさせた場合、利用団体が賠償の責任を負うものとする。

9. 個人情報の保護

この事業の実施に当たって、利用団体及び当法人が知り得た個人情報は、その取扱いに十分な注意を払うものとし、以下の点について特に留意するものとする。

- (1) 個人情報の取得および利用は、本事業の遂行上必要な範囲に留めるものとする。
- (2) 取得した個人情報については、必要かつ適切な安全対策を講じて管理する。
- (3) 個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、法令に基づく場合や人命に関わる場合については、この限りではない。

付則

この要綱は平成23年8月1日から施行する。

この要綱は平成29年3月31日から改訂、施行する。